

高等学校等就学支援金制度

R5保護者周知用リーフレット

新入生

～ 申請することにより、授業料負担が実質 0円 となります ～

1 高等学校等就学支援金制度は・・・

- ◆申請の手続きを行い、認定されることで、就学支援金を受給することができます。
- ◆県立学校に在籍する高校生の **約85%** が受給しています。(返済不要です。)
- ◆国の支援金を県が授業料に充てます。(生徒・保護者が直接受取るものではありません。)

授業料(年額)
24単位登録の場合
4,320円
<単位制>
1単位あたり
通信制: 180円

2 対象となる世帯は・・・

- ◆保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が **304,200円未満** の世帯の方

[計算式](市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ・年収 約 910 万円以上の世帯は就学支援金制度の対象外です。
- ・原則として親権者(両親)の額で判定します。(同居する世帯員全員ではありません。)
- ・親権者が1名の場合はその親権者1名で、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者等の額で判定します。
- ・生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書で判定しますので、オンライン申請の場合でも証明書の提出が必要です。

※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(令和5年4月～6月分については、平成18年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象)は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出する

保護者の課税標準額等は、マイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。※マイナンバーカードが必要です。

マイナポータル(ウェブサイト)



上記計算式
による算出額

30万4200円未満

申請する

審査/認定

受講料返金あり

30万4200円以上

申請しない

審査/不認定

受講料返金なし

3 申請手続きは・・・ 提出(申請)日は、令和5年4月6日(転編入オリエンテーション)

- ◆インターネットから「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」にアクセスし、上記提出期限までに、申請を完了させてください。
具体的な手続き方法やログインID及びパスワードについては、配付する(同封の)案内及びログインID通知書をご確認ください。
なお、ログインID及びパスワードは、在学中ずっと使用することとなります。

ログインID通知書は、在学している間、大切に保管してください。

次の3つの手続きが必要になります。

1 意向確認・申請情報(申請意思確認及び提出書類チェックシート)を入力します

●オンラインで申請(原則)

オンライン申請はインターネット環境から行います。
マイナポータル連携
「マイナンバーカード」をお持ちの方は、マイナンバーの登録にかえて、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから「課税情報等」を e-Shien に登録して申請することができます。
マイナポータル連携を利用するために必要なもの
○マイナンバーカード
○スマートフォン※1またはパソコン※2
○マイナポータルアプリのインストール
※1 対応機種である必要があります
※2 カードリーダーが必要ですよ

- ◆申請はこちらから(e-shienサイト)
URL : <https://www.e-shien.mext.go.jp>



- ◆同封の
・オンライン申請リーフレット(新規申請)
・申請者向け利用マニュアル_新規申請編
をご確認ください。

- ◆マイナンバーは次の書類でご確認ください。
○個人番号カード(マイナンバーカード)
○個人番号(マイナンバー)が記載された住民票
○個人番号(マイナンバー)が記載された住民票記載事項証明書
○個人番号通知書 ○個人番号カード交付申請書

※1 個人番号(マイナンバー)を使って税額の確認ができない場合 該当年度の課税証明書の提出が必要です。

税額の確認ができない主な理由は、保護者の税申告(確定申告等)がされていないことや、年末調整等で配偶者控除を受けていない、申請書に記載していただいた1月1日時点の住所地が誤っていることです。なお、税申告をしていなかった場合は、申告を行っていただいた後、申告したデータはすぐに反映されず税額が確認できないため、(非)課税証明書を取得し提出してください。課税証明書等を提出していただかないと就学支援金の認定決定ができません。

●オンラインで
申請しない(できない)
場合

◆申請用紙を使って申請することも可能です。次の2の所得に関する書類を用意してください。「申請意思確認及び提出書類チェックシート」と「申請書」用紙に記入し提出が必要です。
※水戸南高等学校webサイトのメニュー「事務室より」からダウンロードして印刷するか、事務室窓口で配布記入するかとなりますので、申し出てください。

2 紙での申請の場合には、所得に関する書類も必要です。

次のA～Cのいずれかの書類を用意します。

Aマイナンバーカード等の写しを提出(県で税額を確認します。)

・マイナンバーカード等は、「個人番号カード(写)等貼付台紙」で提出します。1の※1に注意

B令和4年度課税証明書の原本を提出(市町村役場発行)

※課税証明書のほか、調整控除の額を証明する補足様式が必要となる場合があります。

C生活保護受給証明書(福祉事務所発行)

チェックシートに記載してある提出書類一式①チェックシート②申請書⑤生徒の保険証(該当者のみ)⑦口座振込依頼書⑧マイナンバー提出者写真付き公的身分証明書のコピー(該当者のみ)を上記A～Cと一緒に提出してください。

3 学校に提出(申請)します

紙での申請:上記1と2の書類一式を事務室に提出(申請)します。

オンライン申請:オンラインのみで手続きを完了です。口座振込依頼書(と該当者は生活保護受給証明書)を提出して提出日は、上記記載の日です。

◆ 個人番号(マイナンバー)の利用目的

市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を確認するために利用します。

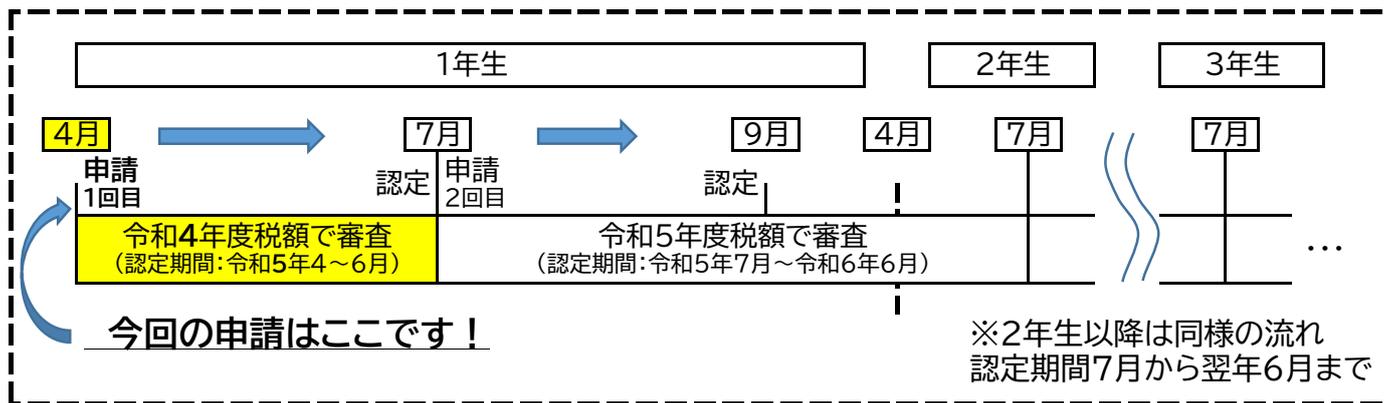
※ 生活保護受給世帯については、受給状況を確認するために利用する場合があります。

4 申請のスケジュールは・・・(マイナンバー・課税証明書等提出者も同じです。)

◆1年次は原則として2回提出(申請)します。(2年次以降は年1回です。)

申請回数	申請期間	認定時期 ※	審査対象税額	対象(認定)期間
申請1回目	4月	6月末頃	令和4年度 R3.1.1～12.31までの所得にかかる税	令和5年4～6月
申請2回目	7月	9月末頃	令和5年度 R4.1.1～12.31までの所得にかかる税	令和5年7月～ 令和6年6月

- ・ 申請3回目(2年生)以降も毎年申請する必要があります。
- ・ 上記にかかわらず、マイナンバー提出者は、親権者等・課税地等に変更がない場合、毎年の申請を省略できます。



5 過去に高等学校等に在籍したことがある生徒は・・・

◆ 高等学校を卒業又は終了した方、高等学校に在籍した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えている方は申請できません。

6 申請をしないと・・・(税の申告をしない場合も含む)

◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、授業料を納付していただくことになります(前納した受講料の返金はありません)ので、ご注意願います。

なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えず、同様に授業料を納入していただくことになります。

ご不明な点がございましたら、事務室までご連絡願います。

■■お問い合わせ先■■

茨城県立水戸南高等学校事務室 ☎029-247-6173